

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2021.1 No.353

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 藤本)
E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ 給与所得者と副業の税務について
- ・ 贈与税とは・・・
- ・ キャッチコピーの重要性

[今月のトピックス]

- ・ 厚生労働省情報コーナー
- ・ 今月のお役立ちホームページ
- ・ 固定資産税・償却資産税の特例措置

謹賀新年

新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

本年も、**TFG**（**TFG**税理士法人、株式会社 東亜経営総研、**TFG**共栄会、**TFG**ニュース）をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

また、昨年からの新型コロナウイルスが今後どうなるか、世界的に先が見通せず苦境に陥っておりますが、目を背けるわけにはいかず、このような厳しい状況下にあっても、何と少しでも乗り越えられますよう、皆様のご成長、ご発展を切に願っております。

さて、世の中の企業が成長発展していくための経営手法は、多岐にわたります。そんな中、経営資源など企業を取り巻く経営環境は各社様々なので、他社の成功事例を鵜のみにして失敗してしまうケースはよくある話です。

よくお客様から、どういった業種の会社が儲かっているのですかと、ご質問されることがあります。

その際に、いつもお答えするのが、どの業種ということはありません。業種に限らず、この3点が備わっている会社は、好調ですねとお答えしております。

まず1点目は希少性。極端に言えば、他社にはないけど当社にはあるもの。テリトリー(エリア・商品カテゴリー・顧客層等)内でシェア首位を目指す。

2点目は社会性。社会(お客様)から我社は必要とされているかどうか。

3点目は経済性。損益を無視した経営は命とりになるということをご理解されておられ、経営者が財務を常に意識しておられる会社。安売りでもなく、かといって不相应に高くもなく。その価値・サービスに見合った適正価格で取引されている。

コロナウイルスが、社会も人も進化させようとしています。この試練の機会に、企業の目的や存在意義を問い直してみたいかがでしょうか。

また、今ならSDGsの本質を知り169のターゲットをヒントに「今」と「未来」に応える事業戦略をとることで将来ビジネスチャンスを掴めるかもしれません。

2021年が皆様にとって明るい年になりますよう心より祈念しております。

このコロナ禍を乗り越えるため、職員一同、全力でご支援をさせていただきます。

何なりとお気軽に巡回分担者まで、ご相談下さいませ。

最後に、皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

TFG 理事長 田中洋子

給与所得者と副業の税務について

申告上の留意点

政府主導の「働き方改革」の影響もあり、1つの勤め先だけでなく、副業やテレワークで介護・子育てと仕事の両立を図るなどの柔軟な働き方が注目されています。給与所得者の副業の形態は、パート・アルバイト、インターネット販売や民泊などのシェアリングエコノミー、金融取引、不動産賃貸、フリーランスなど様々です。

源泉徴収・年末調整により課税関係が終了するため、給与所得者は申告手続きになじみがなく、副業等の取引を記録する習慣が乏しいといえます。ここでは、副業の申告義務の有無や所得区分、所得計算上の留意点を取り上げます。

申告義務の有無と留意点

年末調整を受けた給与所得者は、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下であれば、基本的に所得税の確定申告をする必要はありません。20万円とは収入金額から必要経費を差し引いた「所得金額」です。ただし、住民税にはこの申告不要制度の適用がないため、給与所得以外の所得があれば申告する必要があります。また、雑損控除・医療費控除・寄付金控除や、配当控除・住宅ローン控除など所得税の還付を受けるために確定申告をする場合は、20万円以下でも給与所得以外の所得を含めて申告しなければなりません。

パート・アルバイトの場合

副業がパート・アルバイトである場合は、これらの所得区分は給与であるため、年末調整を受けた給与所得以外にパート収入等が20万円を超えたときは申告が必要となります。この場合の20万円は「収入金額」であり、「所得金額」ではありません。副業が給与の場合は1年間の全ての給与収入を合算して、給与所得控除額を差し引いて給与所得を求めます。

ネット販売や民泊などのシェアリングエコノミーの場合

スマートフォンなどの普及により、シェアリングエコノミーが増加しています。これは、遊休資産やスキル、隙間時間を活かしたサービスを、プラットフォームという事業者を介して提供者から利用者に提供し、対価を受け取るものです。例えば、オークションサイトやフリーマーケットなどにおける売却収入、プ

プラットフォームを介しての自宅等の貸し付け(利用者の安全管理や衛生管理、観光サービスの提供等を伴う民泊)や隙間時間を活かして食品等の配達やベビーシッターなどの人的役務の提供による収入があります。給与所得者が行うこれらの所得区分は雑所得(総合課税)となります。ただし、生活の用に供している資産(古着や家財など)の売却による所得は非課税です。雑所得は年間の収入金額からその収入を得るための必要経費(仕入、減価償却費など)を差し引いて求めます。なお、必要経費について、家事用部分と業務用部分が混在する場合は合理的に按分する必要があります。

F X・先物取引、暗号資産等の金融取引の場合

F Xや先物取引等で得た所得は、申告分離課税の雑所得です(税率は所得税15%、住民税5%)。赤字が生じた場合は先物取引等の黒字と内部通算し、赤字が残れば翌年以降3年間の先物取引等の雑所得から控除することができます。他の所得との通算や繰り越し控除はできません。暗号資産(仮想通貨)で得た所得は、総合課税の雑所得であるため、最高税率の場合は所得税45%、住民税10%となります。赤字が生じた場合は総合課税の雑所得とは内部通算できますが、残った赤字は損益通算も繰り越し控除もできません。

不動産収入の場合

アパート・マンション・駐車場の貸し付けは不動産所得となります。不動産の貸し付けによる所得は、規模の大小に関わらず不動産所得ですが、賄い付きの下宿等のように、役務提供が加わると所得区分が異なり、規模が小さい場合は雑所得、事業的な規模であれば事業所得となります。

フリーランスの場合

独立して仕事ごとに契約をし、自らの専門性等のサービスを提供するフリーランスについては、その所得で生計を立てている規模であれば事業所得となります。給与所得者の副業としてのフリーランス所得は雑所得になると考えられますが、法令で事業所得と雑所得の明確な線引きは示されてはいません。

課税庁の雑所得への取り組み

課税庁は、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動を含めインターネット取引を行う個人に対しては、資料情報の収集・分析をして積極的に調査を実施する方針をとっています。プラットフォーム等の事業者への情報提供の協力要請や、高額・悪質な無申告者を特定するための報告を求める仕組みが整備されています。

また、令和2年度税制改正では令和4年1月1日より、前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える場合の現金預金取引等関係書類の5年間保存義務や、1,000万円を超える場合の確定申告書への収入と必要経費の明細書の添付義務などが定められています。稼ぎ方のバリエーションが広がり、所得区分の判断は困難となりますが、日々の記録と書類の保存が求められます。

厚生労働省情報コーナー

業種によっては難しい面もございますが、テレワーク実施のための導入マニュアルやガイドラインが掲載されています。労務管理等Q & A や好事例集などかなり詳細に掲載がされておりますので、コロナ禍の中、ご参考にされてはどうでしょうか。

贈与税とは・・・

その贈与、申告しなくて大丈夫ですか？

いよいよ、2021年の幕が開きほどなく2020年分の確定申告のシーズンがやってきますが、時期を同じくしてもう1つ、申告期限の迫ってくる税金があります。

贈与税です。申告期限は確定申告と同じ、3月15日となっています。

確定申告は意識のどこかにある方でも、贈与税についてはいまひとつピンとこない方も多いかもかもしれません。そこで今回は、その概要を明らかにしつつ、見落とされがちな論点を挙げながら贈与税について簡単にまとめてみたいと思います。

そもそも贈与税が想定している「贈与」とは何なのか？

大雑把な表現ですが「個人が金銭・物品等を他の個人からタダでもらうこと」と置き換えて差し支えないかと思います。（ちなみに、当事者のいずれかあるいは両方が法人になると贈与税ではなく法人税又は所得税がかかることとなります。）贈与税がかかるのはタダでもらった人に対してです。

贈与税には2種類ある？

実は贈与税の計算は2種類あります。ただ、今回は一般的にイメージしやすい暦年贈与に絞って説明を進めていきます。（もう1つの方法は相続時精算課税と言いますが、文字通り相続までをも視野に入れた計算方法であり、暦年課税とは性格を異にするため今回は説明を省略します。機会があれば改めて説明したいと思います。）

暦年贈与は次の算式により贈与税額を計算します。

$(\text{年間通じてもらった金銭・物品等の価額の合計} - 110 \text{万円}) \times \text{税率}$

- (注)1. 複数の人からもらった場合はすべての贈与について計算に組み入れますが、控除金額はもらった人数に応じて220万、330万...と増えるわけではありません。
2. 税率は直系尊属からの贈与の場合には軽減されます。税率の詳細はスペースの都合上省略しますが、普通税率・軽減税率ともに所得税同様、課税価格が大きくなれば税率も大きくなる累進課税の形を採っています。

「贈与」ならすべてが贈与税の対象になるのか？

1. 基本的にはその通りですが、贈与税がかからないケースとして以下のような例がありますので列挙します。
- ・もらった額が年間110万円以下である場合
 - ・扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの ただし、余剰部分を預金に回したり、不動産や株式の取得に充てたりした部分はこの範囲から除外され、贈与税の課税対象になります。
 - ・個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの
 - ・直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち一定の要件を満たすもの
 - ・直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち一定の要件を満たすもの
 - ・直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち一定の要件を満たすもの

*直系尊属からの贈与が要件のひとつとなっている後の3つについて、贈与税はかかりませんが申告そのものは必要になります。

2.では、いくつか具体的に見ていきましょう。

(1) お年玉

時期的にも気になる方もいらっしゃるかもしれませんが、お年玉だからと言って特別な規定があるわけではありません。もらった金額の合計が110万円を超えるか否かが贈与税の申告の判断基準になります。...って、こんな人実際にいるのだろうか？

(2) 生命保険金・解約返戻金ほかの保険金

このタイトルを見て「贈与税がかかるってあり得るの？」と思われた方も多いかと思いますが、110万円を超えるお年玉よりは可能性はあるんじゃないでしょうか。例えば、こんなケースです。

「死亡保険金の場合」契約者がお父さん、被保険者がお母さん、保険金受取人がお子さん、というように3者の立場が違う場合（ちなみに、契約者と被保険者が同じ場合は相続税の、契約者と保険金受取人が同じ場合は所得税の対象になります）

「生存一時金、解約返戻金等の場合」被保険者が誰であるかにかかわらず、契約者と保険金受取人が違う場合（同じであれば の場合と同様所得税の対象となります）

いかがですか。一家の保険料をお父さんが代表してせつせと払っている、というご家庭、結構あるのではないですか？この場合、実際に保険金が入金されたときには注意が必要になります。ただし、これらはあくまでも入金があった場合のお話。契約内容の変更など、入金自体がない場合には何ら課税されることはありませんのでご安心を。

今回は普段見落とされがちな贈与税のプロローグ的な話しかできませんでした。実際には様々なケースがあると思います。何か引っかかるところがあれば担当者を通じてご相談いただければ幸いです。

キャッチコピーの重要性

ユーザーの心をひきつけ売上拡大へ

A「売ってください」 B「買います」どちらにあなたは売りますか。

これは有名な話で当時古本屋さん業界では「買います」が一般的でした。ところがブックオフが「売ってください」と表現を変えるとあっという間に業績が伸び、いまや皆様も知る企業となっております。

それと同じようにチラシで「決算大放し」「お願いします。買ってください。」どちらから買いますか。

これは紳士服業界が出したチラシです。これはもう少し説明が必要でバイヤーである方のお辞儀をしたイラストが入り間違っして仕入れすぎてしまいました。というコメントもチラシに入っています。このチラシ後スーパーに朝から行列ができておりどこに行くのかとみると、その紳士服店に向かう光景が見られました。

同じようなシチュエーションでもキャッチコピーが違うと大きく売れ行きが変わることは多くあります。皆様の業界でもちょっとした表現や行動によって変わることもあるかと思いますが、わが社には関係ないと思わずに異業種から吸収できることは多々あると思います。ちょっとしたヒントが目の前に転がっているかもしれません。



今月のブックマーク

近年、インターネット上でのサービスが充実していますが、コロナ問題をきっかけに、この流れはさらに加速することになります。店舗やサービス提供など、予約ページを中小企業や個人事業主の方が持つのは負担が大きいです。こうした予約システムを提供するサービスもごございます。参考にいただければと思います。

<https://reserva.be/> 「予約システム RESERVA Reservation」

固定資産税・償却資産税の特例措置に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症等に関連して中小事業者の特例措置として事業用の固定資産税、償却資産税に減免措置が受けられます。（土地は除く）自治体により様式が異なります。

認定支援機関の確認を必要としていますので、いつでもご相談ください。

対象者：法人は資本金1億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者
資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下
2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の
対前年同期比減少率 50%以上減少
30%以上50%未満

認定支援機関： **TFG** 税理士法人

期限：令和3年2月1日

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 藤本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

TFG 検索

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG** Group

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号

野村不動産四ツ橋ビル8F

(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清